

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市
条例第88号）（保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課）

次のとおり京都市よしだ学園ほか6園の入所定数を変更することとしました。

名 称	改 正 前	改 正 後
京都市よしだ学園	30 ^人	32 ^人
京都市飛鳥井学園	50	60
京都市みぶ学園	38	40
京都市うずまさ学園	50	55
京都市ふしみ学園	50	55
京都市のぞみ学園	38	40
京都市横大路学園	50	55

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本 頼兼

京都市条例第88号

京都市知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者授産施設条例の一部を次のように改正する。

別表京都市よしだ学園の項中「30」を「32」に改め、同表京都市飛鳥井学園の項中「50」を「60」に改め、同表京都市みぶ学園の項中「38」を「40」に改め、同表京都市うずまさ学園の項及び京都市ふしみ学園の項中「50」を「55」に改め、同表京都市のぞみ学園の項中「38」を「40」に改め、同表京都市横大路学園の項中「50」を「55」に改める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課)